

議案第 3 号

八幡浜市の特定の事務を取り扱わせる郵便局に関する指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、次のように八幡浜市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 指定する郵便局の名称及び位置

八幡浜川名津郵便局

八幡浜市川上町川名津甲 1019 番地 1

2 指定する郵便局に取り扱わせる事務の内容

法第 2 条各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、除票の写し等、戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し及び印鑑登録証明書（以下「証明書等」という。）の交付の請求の受付並びに当該請求に係る証明書等の引渡しに関する事務

3 指定の期間

令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで。ただし、当該指定期間の満了の 3 か月前までに、市及び日本郵便株式会社のいずれもが前項に規定する事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、同期間を 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由

八幡浜市の特定の事務を八幡浜川名津郵便局に取り扱わせるため。

